

南魚沼市住宅リフォーム事業補助金

～5月1日(火)から受付開始～

【問合せ・申込み】 都市計画課 ☎773-6662

市では平成30年度も市民の生活環境の向上を図り、住宅関連産業を中心とした地域の活性化を促進するため、市内の施工業者による住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。

○このリフォーム事業補助金は今年度で最終年となる予定です。

◇補助対象者（すべてに該当）

- ・市内に住民登録がある（または登録することが確定している）
- ・対象住宅の所有者か、その住宅に居住している（または居住することが確定している）、所有者の2親等以内の親族
- ・対象住宅居住者全員に市税の滞納がない

◇補助対象工事（すべてに該当）

- ・個人住宅のリフォーム工事
- ※併用住宅は住居部分のみ対象（共用部分は面積按分）
- ・市内業者による施工
- ・4月1日(日)以降の契約で、平成31年3月29日(金)までに工事が完了する
- ・他制度の補助金の対象となっていない

◇補助額 補助対象経費の20%（千円未満切り捨て）

- ・補助額の上限：10万円（ディスプレイ設置を含む工事の上限：12万円）
- ・補助対象経費10万円以上（ディスプレイ設置を含む工事の場合は、5万円以上）
- ※補助対象経費＝総工事費－（対象外工事費＋対象外製品費）
- ・過去にこの補助金を受けた人や住宅は、10万円（または12万円）からすでに受けた補助金額を差し引いた額が上限

◇申込み

申請書（都市計画課、大和・塩沢市民センターに用意）に必要事項を記入し、見積書などの必要書類を添付し、申請してください

◇受付期間

5月1日(火)～5月31日(木)

◇申請窓口

都市計画課、大和・塩沢市民センター

◇注意事項

- ・予算額〔2千万円〕を超えた場合、抽選を行う場合あり
- ・補助金の交付には住宅の全景、工事か所の着手前・工事中・完了後の写真が必要
- ・平成31年3月29日(金)までに実績報告書の提出が必要
- ・実績報告書に領収書の添付が必要
- ・工事を行う前に、施工業者とご相談ください

補助対象工事の主な例

- ・屋根のふき替えや塗装
- ・外壁の修繕や塗装
- ・壁紙、天井、床材などの張り替え
- ・間取り変更、防音断熱工事
- ・浴室、台所などの水回り改修
- ・ディスプレイの設置工事
- ・建具、畳、サッシなどの入れ替え
- ・LED照明器具の設置
- ・住宅と一体構造である車庫や物置などの補修

※渡り廊下などで一体になっている車庫や物置などの補修は、その棟に居住用の部屋があり、その部分の工事と併せて行う工事のみ対象

補助対象外製品の主な例

- ・家電製品
（テレビ、エアコン、LED以外の照明器具など）
- ・厨房製品
（システムキッチン、流し台、換気扇）
- ・衛生設備製品
（ユニットバス、トイレ、給湯器など）
- ・その他設備製品
（カーテン、シャッター、ボイラーなど）

補助対象外工事の主な例

- ・住宅と別棟の建物の工事
- ・外構に関する工事
- ・建物外部の下水道接続工事
- ・井戸に関する工事